

平成28年12月12日

答申第746号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「貴協会は〇〇（個人名）の活動が『業務妨害』にあたるとして『糾弾』しているが、〇〇のどの活動が『業務妨害』になるのか、具体例の開示を求む」として、開示の求めがあった。

NHKは、開示の求めの文書は存在せず開示することができないとした。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

2 NHKの見解の要旨

NHKでは、その後、開示の求めの文書と解される文書を作成しているが、当該文書は開示することによりNHKの事業活動に支障を及ぼすおそれがあり、NHK情報公開規程（以下、規程）第8条1項1号に該当するため開示することができない。

3 審議委員会の判断

開示の求めの文書は規定第8条1項1号に該当すると認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成28年12月12日（第244回審議委員会）

第759号諮問、審議、答申